

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「バス研修」のご案内（第13支部）
- ◆「税を考える週間行事」のご案内
- ◆「五法人会共催講演会」のご案内
- ◆「電子帳簿保存法説明会」のご案内
- ◆「パソコン講座（初級）」のご案内
- ◆「カップリングパーティー」のご案内
- ◆「バス研修」のご案内（第7支部）

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
10	16	月	広報委員会	14:00～16:00	於:事務局会議室
10	28	木	全法連第39回全国大会（群馬）		於:高崎芸術劇場

## ●支部の行事

月	日	曜	内容		
10	3	火	租税教室（第7支部）	10:20～11:05	於:春吉小
10	4	水	租税教室（第13支部）	10:45～11:30	於:三宅小
10	11	水	租税教室（第7支部）	10:30～11:15	於:高宮小
10	24	火	租税教室（第13支部）	13:40～14:25	於:野多目小
10	28	土	草の根租税講座（第13支部）	10:20～11:20	於:横手公民館

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
10	8	日	家族懇親ボウリング&W杯観戦会	16:30～20:30	於:福新楼
10	11	水	役員会	11:00～12:00	於:福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
			役員会	11:00～12:00	於:未定

## (I) 税務カレンダー

- 10月2日 ● 7月決算法人の確定申告  
● 1月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 10月10日 ● 源泉所得税の納付
- 10月16日 ● 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日 ● 8月決算法人の確定申告  
● 2月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

### 消費税インボイス制度導入に関する費用処理

税理士 堤 一 博

令和5年（2023年）10月1日からインボイス制度が、開始されます。

インボイス制度が導入されると、自社が発行する請求書のみならず、自社が受け取る請求書（適格請求書）の記載事項が確実に増えます。この制度では、「適格請求書」に記載すべき事項は、下記のとおりです。

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
- (3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- (4) 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- (5) 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は1請求書あたり、かつ、税率ごとに1回ずつ）
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 適格簡易請求書にあっては、(6)の事項は省略できます。

制度対応に向けて事業者の方は、いろいろと努力されていることと思いますが、そのなかでも避けて通れないものの一つに、請求書の発行や経理の『システムの改修』があると思われます。

この『システム改修』費用について、国税庁は、HPで「消費税のインボイス制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」を公表して、インボイス制度対応時の修繕費用の取扱いを質疑形式で明らかにしています。

その全文は、下記のとおりです。

#### 「消費税のインボイス制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」

(問)

適格請求書発行事業者として登録を受けたA社は、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度に対応するため、自社の固定資産であるPOSのレジシステム、商品の受発注システム及び経理システムのプログラムにつき、以下の修正を外部に委託して行うこととしています。

- ① 現行の請求書等のフォーマットに登録番号、軽減税率の対象品目である場合はその旨、税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）、適用税率及び消費税額等を追加
- ② 積上げ計算方式による仕入税額の計算に対応するため、集計方法などの税額計算の要素につきインボイス制度に対応する仕様変更等

これらの修正は、インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正であり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、これらの修正に要する費用は修繕費（損金算入）として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。

**【答】**

各システムのプログラムの修正が、現行の請求書等のフォーマットや、現行の税額計算の方法につき、インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合には、新たな機能の追加、機能の向上等に該当せず、これらの修正に要する費用は修繕費として取り扱われることとなります。

**【解説】**

プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、その修正に要する費用は資本的支出に該当し、現状の効用の維持等に該当する場合は、当該費用は修繕費に該当します。ご照会のような修正は、インボイス制度の実施に伴い、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために必要な変更を施すものに過ぎず、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しませんので、その修正に要する費用は修繕費に該当します。なお、次のようなシステムの修正は、現状の効用の維持等に該当しませんので、その修正に要する費用は修繕費に該当しません。

- ・受発注システム上で受領し、又は取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されている情報を自動で照合し、確認する機能を新たに搭載するもの
- ・これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの

ただし、資本的支出であっても、修正に要した費用の額が20万円に満たない場合や、当該費用の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合に、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として取り扱って差し支えありません。

- ① その金額が60万円に満たない場合
- ② その金額が、修正に係るソフトウェアの前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

根拠法令：令132、法基通7-8-3、7-8-4、7-8-6の2

修繕費として損金処理されるべき支出は、既存システムの機能を維持するために必要な変更を施すものに限られます。例示で掲げているような新たな機能（自動照合・確認の機能や自動電子交付機能）が付加された場合には、「資本的支出」として資産計上する必要があります。

この場合、その改修の内容を「作業指図書等」で明らかにしておくことが大前提となります。

客観的な資料としては、外部に発注する場合には、その作業内容（どのような改修を実施するか）を明確に記載した見積書などを保存しておけば問題はないと考えられます。また、自社内で内製する場合には、その「作業指示書」などの内部文書でも十分ではないかと思われます。

既存の税率計算・請求書の様式などをインボイス制度に対応するよう「修復」して、従来の請求書発行等の「効用」を維持するものであれば、修繕費としての損金処理は可能です。

これと関連して、補助金を受け取り、「国庫補助金等の圧縮記帳制度の対象」となる場合には、圧縮計算後の金額が少額減価償却資産の損金算入の特例に該当するか否かをチェックする点にご注意ください。

### 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	11	13(月)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		15(水)	14:00～15:30	本部	五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
		15(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級)1/2回目	サンセルコビル7F
		16(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級)2/2回目	〃
		20(月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級)1/2回目	サンセルコビル7F
		21(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級)2/2回目	〃
		20(月)	15:00～16:30	本部	電子帳簿保存法説明会	福岡ガーデンパレス
	12	5(火)	14:00～15:30	本部	医療健康セミナー	福岡ガーデンパレス
		12(火)	13:00～13:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		12(火)	14:00～15:00	本部	理事会	〃
2043	1	30(火)	未定	本部	新春講演会・会員交流会	西鉄グランドホテル

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。